

鋼船規則

規則

S 編

危険化学品ばら積船

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 規則 第 20 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021 年 6 月 4 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2021年6月30日 規則 第20号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

17章 最低要件（IBCコード17章）

17.1 一般

17.1.1 を次のように改める。

17.1.1 適用*

-1. 船舶には、前各章において表 S17.1 を引用している該当規定の定めるところにより、それぞれの貨物に対して、本表の *e* から *o* までの欄に定める要件が適用される。ここで、表中の各欄及びその他については次の(1)から(13)による。また、()文字の付記された要件は、本表の備考を参照すること。なお、汚染面からの危険性のみを示す有害液体物質の混合物を運送する船舶に対する最低要件は、本会の適当と認めるところによる。

((1)から(13)は省略)

-2. 国際航海に従事しない船舶については、本会が適当と認めるところにより、表 S17.1 に定める一部の最低要件に経過措置を適用することができる。

附 則

1. この規則は、2021年1月1日から施行する。

鋼船規則検査要領

S 編

危険化学品ばら積船

要
領

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 達 第 16 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021年6月30日 達 第16号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

S17 最低要件

S17.1 一般

S17.1.1 を次のように改める。

S17.1.1 適用

- 1. 規則 S 編表 S17.1 に規定されている貨物以外のものであって最低要件が仮査定されている貨物及び規則 S 編表 S17.1 に規定されている貨物であって最低要件に変更のあった貨物については、最新の *IMO MEPC.2/Circ.* 並びに環境省及び国土交通省告示を参照のこと。
- 2. 規則 S 編 17.1.1-2. でいう「本会が適当と認めるところ」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則の告示に規定される緩和措置をいう。

附 則

1. この達は、2021年1月1日から施行する。